

水ノ子灯台と豊後水道

中林幸夫

(会員・佐伯市長島町)



豊後水道は、四国西岸と九州東岸との間を通つて、太平洋から瀬戸内海へ通する重要な水道で、今では大小船舶の往来する海の交通の要所である。

その要所の真ん中に鎮座しているのが、水ノ子灯台である。

水ノ子灯台は、明治三十四年十二月二十八日、大分県から千九百十二円六十二銭八厘で購入、明治三十七年三月二十日点灯、豊後水道に初めて輝いた、日本では古い部類に入る灯台で、現今では、通航船舶には無くてはならない重要性を持っている。

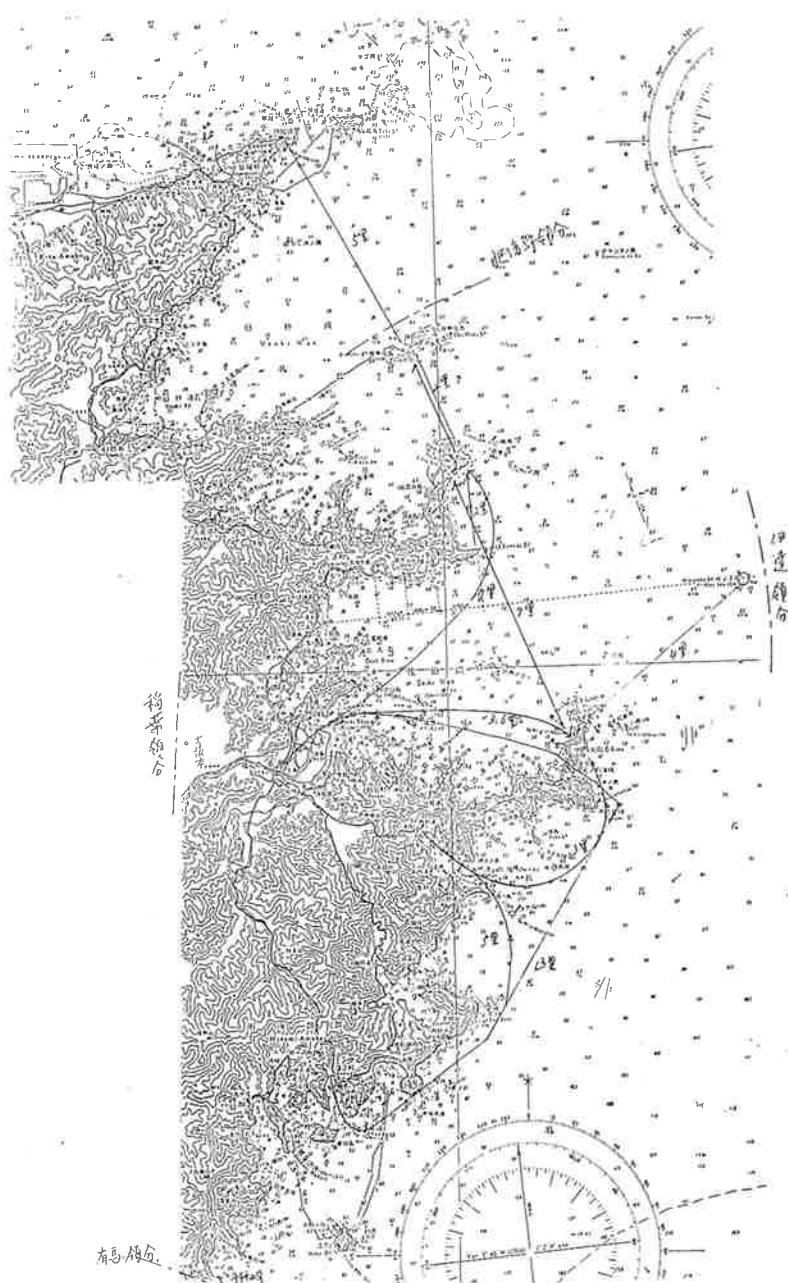
しかし、機械船の発達していなかつた昔は、船が海岸沿いに航行し、津々浦々を経由していたことと、陸岸から離れた岩礁の小島であつたせいか、あまり目標物とはならず、重要視されていなかつたように見うけられ

る。

古い書物の中に、いつ頃から水ノ子が表示されていたかについて調べてみると、約四百年前に書かれた『豊後国古城蹟并海陸路程』の毛利市三郎領分（市三郎は後に高直という）項中の大島の湊の関係文の中に、「沖に水ノ子と云う島あり、大島より海上四里、この水ノ子迄、市三郎領分、これより先、豫州伊達遠江守領分、日振島迄」と記載されており、このことからみて、水ノ子の所在が公になったのは、源平時代頃ではなかろうか。

以上のように、毛利市三郎の領分と明記されていることを勘案すると、家康が部下に領地を配分するとき使用した地図には明記されていたことがうかがえられる。

伝説によれば、毛利の殿様と伊豫の殿様とが、夜明けを待つて船を漕ぎ出し、勝った方が取つたという逸話も



あるが、これは信憑性にかける。

その理由は、使用した船の大小、出発点、潮流を勘案した条件が無視されているからである。

さて、当時は船のけい留さえまゝならぬ大海の岩ばかりの小島を、何故、毛利の殿様が欲して、領分にしたかである。

これは、先の『豊後国古城蹟并海陸路程』より以前に書かれたと思われる『豊後志』の海部郡の項中に「この郡の百姓は、海辺の白水郎（アマのこと）とあり、海部の郷の名に由来するごとく、白水郎（アマ）が住み、魚を食して生活をしていたから、岩ばかりの小島も重要なものであり、毛利の殿様浦で持つて云われてきただけに殿様は海には関係が深く、進言して所望したとも考えられる。

昔、各藩では財政を豊かにするため、こぞって農地の開拓を進めたが、津々浦々の佐伯藩では不可能であり、それが不可能であれば、領主はひそかに貿易による収益を考えたと思われる。

しかし、当時鎖国政策の中での貿易は容易なことではなかつたため、現在、表面的な記録等を探すことは無理であろう。

だが、地名の由来（船隠・唐船鼻等）や、五所明神に残る六角井戸（同形のものが平戸・瀬戸内で発見されている）等を手がかりに、佐伯藩と南蛮貿易を立証することも可能なようと思われる。

ポルトガル船が、豊後に最初に入港したのは臼杵のよう云われているが、海国佐伯藩の領域を通過しながら臼杵に入港したとは考えられない。

ここで、先に書いた毛利市三郎領分の中に大坂本郷、

尺魔村の道筋、稻葉能登守領分也と記載されていることから考えると、現在の弥生町は臼杵の殿様の領分であつたことになりそうであれば、毛利の領分は浦こそ多いが米麦が生産されるような田地は僅少で、領主も領民も豊かな生活はできなかつたであろう。

前に述べた白水郎なる言葉は、ヤマタイ国で有名な三世紀に、中国で書かれた『魏志倭人伝』や、それと相前後して書かれた中国の古書の中に白水郎（アマ）なる言葉があり、倭人は、良田無く、海物を食して自活し等／とあり、日本人は昔、海士（アマ）的な生活をしていたことを物語っている。

古書によれば、佐伯の港は、鶴屋又は中村之湊（現市役所字名）と記入し、大々的に表現していないことも、何か意味があるかも知れない。

本稿を書くにあたり参考とした文献中、特に目にとまつた部分を次に別記する。

・ 浦渡より、大島へ七里、鶴屋は入海の内、五里也、

泊よし（浦渡とは保戸島の対岸？）

・ 蒲江と嶋の浦との間、戸増（斗枡崎）と云うところ

あり是、豊後、日向の境なり。

・ 佐伯の内、蒲戸から保戸島に到る三里。

・ 佐伯城下より保戸島迄、海上七里、保戸島よりムク島迄海上二里、これまで市三郎領分、是より細川肥後守領分、佐賀関迄五里。

・ 大坂本郷之内、尺魔村道筋、稻葉能登守領分也。

・ 佐伯城下より辰巳の方は、松浦郷之内、中村之湊迄海上二里。

・ 大島之湊、中村之湊より海上三里六丁、大島より海上四里に水ノ子島有り、この水ノ子迄、市三郎領分、是より予州伊達遠江守領分、日振島迄大島より海上十三里。

・ 米水津郷之内浦代之湊迄大島より海上三里、鶴御崎と申難所有り、城下より海上八里、陸路三里三丁。

・ 蒲江之内、浦代より泊之湊迄海上五里、城下より海上十三里、是より有馬左衛門佐領分。

（以上、省略抜すい）

終

追記

本題とは別のことであるが、本稿記載のため灯台の位置を調査してみたところ、最近、鶴御崎に設置された鶴御崎灯台は、灯台支柱の中心を鶴見町と米水津村の境界が通っていることが判明しました。参考に付記します。